

直監告示第13号

令和5年11月13日付 直監告示第12号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年12月1日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

産業建設部 国・県対策課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
文書事務について	外部組織の事務局として収受もしくは発送した文書であるために文書番号を付番していない文書があるが、その中に、国・県対策課として処理すべき文書が見受けられた。	直方市文書規程第8条に「文書には、課又は係ごとに次の各号により、文書管理システムを用いて文書記号及び文書番号を付さなければならない。ただし、通知書、案内書その他これらに類する文書のうち軽易なもの及び申請書、届出書その他これらに類するものであって1件ごとの収受登録になじまないものについては、この限りでない。」とある。外部組織の関連文書を文書管理システムで管理する場合は、国・県対策課として処理する文書とその他の文書を区別し、国・県対策課の文書には漏れなく文書番号を付するよう、今後、適正な事務処理をされたい。	外部組織の事務局としての文書と、国・県対策課の文書と区別するため、文書ファイル管理を見直し、外部組織の事務局としての文書、国・県対策課としての文書ともに、文書管理システムで管理を行い、文書に漏れなく文書番号を付します。	R5.11.27